

# 明治期における廃城の変遷と地域動向 — 愛媛県内の城郭・陣屋を例として —

平井 誠

## はじめに

軍事学的考古学的研究が中心とされてきた城郭史研究において、近代城郭史は、これまで等閑視されてきた分野である。はじめにあたり、城郭史研究の歴史について概観しておきたい。

城郭史研究は、明治後期から大正期にかけて体系化されている。城郭の管轄に深く関わっていた陸軍省は、「築城史料」<sup>(1)</sup>（一九一〇）を刊行している。第五章「現時ノ築城」第五款「維新後旧城郭ノ形勢」における「慶応三年現在城郭陣屋幕府諸大名管轄種別及ビ明治六年公定存城表」は、国名・種別（城郭陣屋・家格・石高）・明治六年一月十四日付太政官無号達による存城を表にしたものであり、幕末維新时期の城郭・陣屋を把握する上で貴重である。学会においては、大類伸が、「城郭之研究」<sup>(2)</sup>（一九一五）を著している。第十一章「城の文化史的研究」では、「城の研究は単に城郭そのものの研究のみに満足すべきものではないので、やがて其の時代の研究に入り込むで行かねばならぬ。単に時代の研究のみではなく、政治、社会の状態、又は国民性等は城郭の上にも現はれて居るから、之をも問題の内に置くことを要する。」と述べ、文化史的研究

の導入を提唱している。また、大類とその指導を受けた鳥羽正雄は、「日本城郭史」<sup>(3)</sup>（一九三六）を著している。第四章「最近世の築城」其一「第一期江戸時代末期—版籍奉還」では、青森県が兵部省に提出した城郭破却願を取り上げている。

城郭史研究が体系化されると、研究視点の拡大化と研究対象の細分化が進んでいる。しかし、近代城郭史に関する研究者・研究論文は、ともに少数である。その中につつて、藤田清は、「修史余談—全国城郭等の処分」<sup>(4)</sup>（一九三四）を著し、明治六年一月十四日付太政官無号達の制定過程について明らかにしている。また、吉田常吉は、「明治初年に於ける城郭の破毀に就いて」<sup>(5)</sup>（一九四四）を著し、明治維新後の諸藩による城郭破却について明らかにしている。また、森山英一が、「名城と維新」<sup>(6)</sup>（一九七〇）を著し、明治期における城郭の変遷を法制面から捉えている。また、太田秀春が、「旧仙台藩領角田県における士族授産と城郭払い下げとの関連について—城郭（要害）史研究の視点から—」<sup>(7)</sup>（一九九九）、「明治維新时期における城郭認識の変遷について—旧仙台藩の要害に対する諸機関の政策比較を中心に—」<sup>(8)</sup>（二〇〇〇）を著し、明治維新时期の城郭と士族授産政策との関連を通して、当時の城郭に対する認識について論究している。

近代城郭史は、全体像の解明すら決して十分なものとは言えない。しかし、今後のより大きな課題は、個別具体的な城郭の変遷を地域動向との関係から実証していくことではないだろうか。また、その実証を通じて、全体像を組織的構造的に捉え直すことが必要なのではないだろうか。

本稿は、近代城郭史研究の歴史と課題をふまえ、明治六年一月十四日付太政官無号達により、廃城とされた城郭・陣屋を取り上げ、当時の国家政策を背景とするその後の多様な変遷について、地域動向との相互関係において明らかにしようとするものである。特に、当時の国家政策であつた士族授産政策、学校設立政策、公園設立政策と廃城との関係について、士族等の地域住民や官庁と地域住民をつなぐ県庁の動きを中心不明らかにしようとするものである。また、県内の廃城（松山・大洲・今治・西条・吉田・小松・新谷）に焦点を当てることにより、県内唯一の存城であつた宇和島城に関する拙稿「明治期における宇和島城の城郭地処分と城郭保存運動」（一〇〇〇）とともに、県内における近代城郭史を、存城・廃城の双方から考察しようとするものである。県内の廃城を媒介として、近代城郭史と近代地域史を有機的に結合し、新たな視点から近代史の一面を論究することができれば幸いである。

なお、存城・廃城の用語は、明治六年一月十四日付太政官無号達に依拠しているが、必ずしも保存・破却を意味するわけではない。存城は、軍事施設としての役目を存し、陸軍省が管轄する城郭であり、廃城は、軍事施設として役目を廃し、大蔵省が管轄する城郭である。したがつて、廃城は多様な変遷をたどることになる。本稿における用語使用もこの限りであることを前以てご承知おきいただきたい。

## 一 維新期の城郭・陣屋と存廃の決定

慶應三年の大政奉還と王政復古に続いて、翌四年からの戊辰戦争で新政府が勝利し、新時代の到来が確実になると、諸藩の城郭に対する認識も変化している。『維新史料綱要』によると、明治二年六月の版籍奉還から明治四年七月の廃藩置県までに、三十九藩が太政官に城郭破却願あるいは城郭不修理願等を提出している。<sup>(10)</sup> その中心は、譜代の小藩と雄藩である。願では、城郭の効用が減少した軍事的理由、旧物を廃して臣民一心を図る政治的理由、冗費を省き実備を尽くす経済的理由が述べられている。<sup>(11)</sup> 他史料でも他藩の城郭破却を確認することができ、この時期城郭の破却が一般化しようとしていたと言えよう。封建体制下で諸藩の権威を象徴してきた城郭は、天皇を中心とする中央集権国家が具現化されるにつれ、それまでの存在意義を喪失していくのである。

城郭の破却は、伊予諸藩にも表れている。明治二年十月に、大破した城郭を城内の樹木とともにに入札処分している。

同年十月、今治城郭大破、當今時勢不用之品ニ付、土手圍並木松、御城内大樹悉皆伐払被仰出、入札高札へ落札之上為引受、追々為伐取、城郭モ入札ニ而為取扱候也。<sup>(12)</sup>

また、宇和島藩も、明治三年八月一日に、「無用」な城郭の「冗費」を省くため、太政官に城郭破却願を提出している。<sup>(13)</sup> 全国的な城郭破却動向の中で、伊予諸藩も城郭を無用の長物と認識していたのである。

全国の城郭は、廃藩置県後の明治四年八月二十日に、兵部省の管轄に元化された。<sup>(14)</sup> しかし、実質的な管理は府県に任せられていたようであり、廢藩置県後も府県により破却された。旧藩を意識あるいは象徴する城郭

は、中央集権化を進める上で政治的障害であり、その維持費は、士族授産等の諸政策を進める上で経済的障害であった。<sup>(16)</sup>しかし、この時期の全国的な城郭破却動向は、政府に危惧を与えたようである。当時政府は、鎮台制度の再編成を図り、城郭の利用を検討していたからである。そこで、城郭の存廃を早急に公示するため、翌五年三月十五日に、陸軍省築造局から十二名の城郭調査官員を全国五方面に派遣している。<sup>(17)</sup>城郭調査官員は、軍事的・物理的・経済的・地理的観点から、広範な調査を命じられていた。<sup>(18)</sup>城郭調査官員は、府県の協力を得て調査を進めている。<sup>(19)</sup>

松山（石鉄）・宇和島両県内は、陸軍大尉葛岡信綱・陸軍中尉谷田義直・同児玉良友・十五等出仕稻葉周徳の調査とされた。<sup>(20)</sup>葛岡信綱と稻葉周徳は、明治五年四月十七日に、<sup>(21)</sup>松山城<sup>(22)</sup>を、稻葉周徳は、同二十五日<sup>(23)</sup>に、宇和島城を調査のため来県している。

松山城は、城郭調査官員が調査した直後の明治五年四月二十一日に、石鉄県により入札処分されようとしている。<sup>(24)</sup>城郭の存廃を公示するための調査過程において、城郭調査官員に存廃の決裁権が与えられていたとは思われないが、県官との間に何らかのやりとりがあり、入札処分されようとしたのであろう。

今般兵部省ヨリ左之箇所拂下ヶ相成候ニ付、望ノ向者當月二十四日迄二入札致シ、出納課へ差出可申事、  
一城山地面并建物石垣樹木堀ノ内地面並松共、  
但惣高之内本丸建物一ト圓ヒ価ヒ何程、其外建物何程、石垣何程、  
樹木何程、山地面何程ト巨細入札仕分可申、且又県庁并ニ堀ノ内士族屋敷之義ハ此限ニ非ス、尤入札望之向ハ城内見分不苦候事、  
一竹藪ニ有之候大薬庫、尤建物斗ニ有之候事、  
一三津浜ニ有之候台場建物共、<sup>(25)</sup>

三輪田米山日記によると、明治五年四月二十二日に「御城、三津台場、道後御竹藪売払、入札ト成」、同二十三日に「御城売払、見物仰出：云々」、同二十四日に「御城売払、□□、士族も拝見に出候事」とある。<sup>(26)</sup>これまで自ら勤仕してきた士族達も入札のため見分していることが興味深い。しかし、松山城が実際に入札された形跡はなく、大きな代物のため、誰も入札に応じなかつたものと思われる。

また、宇和島城も、城郭調査官員が調査した直後の明治五年五月七日に、宇和島県により入札処分されようとしている。<sup>(27)</sup>しかし、松山城と同様に、実際に入札された形跡はない。

この時期の政府は、城郭処分の法整備も進めている。明治五年五月二十四日付太政官第百六十七号布告により、不用な城郭は入札により払い下げることを、同六月十四日付同無号により、城郭の破却は正院の決裁とすることを定めている。この法整備は、調査過程でも進行する城郭破却への対応と、存廃決定後の廢城処分を見据えたものだと思われる。

このような法整備を受けてのことか、西条陣屋は、明治五年七月に、石鉄県により入札処分されようとしている。

旧西条陣屋内建物并土地立木等、去壬申七月番号ヲ以入札仕候様御布告ニ付、夫々入札仕、落札ニも可相成哉と其已來昼夜番人付置候處、永々之義行届不申、紛失品も數々御座候、此上近々之御沙汰ニも不相成候ハバ、番人為引申度奉存候、尤前願之通番人付置候而も紛失品等御座候事ニ付、為引候ハバ如何可有御座哉与奉存候得共、永々ニ相成迷惑仕候ニ付、此段奉伺候也、  
明治六年六月廿五日

士族愛久沢克衛

(中略)

御指令 六年七月七日 書面番人為引不苦候事、<sup>(27)</sup>

士族愛久沢克衛と士族加藤小也は、落札予定者と思われる。入札から一年近くを経ても落札結果が確定しないため、番人の引き上げを願つたのである。

西条陣屋の入札は、明治六年七月七日に、取り消されている。その理由は、後述の通り、同一月十四日付太政官無号達により、廃城の管轄が陸軍省から大蔵省に移管されたためである。落札結果の遅延が、移管を契機に入札自体を取り消す事態になつたのである。

即今陸軍省所轄相止ミ、大蔵省管轄相成候ニ付、昨壬申七月入札ハ取  
消相成候事、<sup>(28)</sup>

六年七月七日

城郭の存廃を公示する調査過程において、松山城・宇和島城・西条陣屋が入札処分されようとしたことは、この時期の城郭環境がいかに不安定であったかを示している。

城郭の存廃は、明治六年一月十四日付太政官無号達により公示された。存城は、四十三城郭・一陣屋・一要害・十一新規取立地で、以後陸軍省の管轄地として鎮台や當所が設置されていく。廢城は、百二十五城郭・六十八陣屋・十一要害等で、以後大蔵省の管轄地として入札により払い下げられていく。石鉄・神山両県内の城郭・陣屋については、宇和島城が存城、他は廢城とされた。

陸軍省

全国城郭及軍事ニ関涉スル地所建物是迄其省管轄ノ処、今度別冊第一号ノ通陸軍必要ノ分改テ管轄被仰付、其余第二号ノ通旧來ノ城郭陣屋等被廢候条、附屬ノ建物木石ニ至ル迄總テ大蔵省へ可引渡事、

(中略)

第一号 諸国存城調書（愛媛県関係分）

第五軍管

伊予国

一宇和島

第二号 諸国廢城調書（愛媛県関係分）

伊予国

西条

同

新谷

一陣屋

一練兵場

同

一擊劍場

一火薬庫

一

同

一洲

同

小松

同

吉田

一陣屋

一

同

城郭

一

一擊劍場

同

火薬庫

一城郭

一

同

砲台

一

一陣屋

同

砲台

一火薬庫

一

同

火薬庫

城郭・陣屋のほか、様々な軍事施設も列挙されている点が興味深い。

この達が、城郭・陣屋の存廃を公示するだけではなく、これまで諸藩に分散してきた軍事力の壊滅と掌握をも意図していたことを意味している。なお、今治城が欠落しているのは、前述の通り、明治二年十月に破却されていたからであろう。

陸軍省は、明治六年二月十四日付陸軍省第四十五号により、存城内の士族旧受領地を借地化し、同十五日付同第四十七号により、府県に番人二人を配置させて管理を命じている。また、大蔵省は、同二十三日付大蔵省第二十号達により、府県に同三月十五日までの廃城建物調査を、同五月十七日付同第八十号達により、府県に同六月中までの廃城評価額調査を命じている。愛媛県の場合、これらの調査はかなり遅れたようであ

り、松山城の建物調査結果は同五月十二日に提出されている。<sup>(30)</sup>

廃城はもはや不用な城郭として公示されたが、その処分は必ずしも一様ではなかつた。それは、廃城が無意味に破却されたのではなく、さまである利用を目的として処分されたからである。その背景には、近代化を急務とする当時の国家政策があつた。

## 二 士族授産政策と廃城

### —大洲城・西条陣屋・小松陣屋—

愛媛県参事江木康直殿  
愛媛県権参事大久保親彦殿

愛媛県七等出仕西園寺公成殿<sup>(31)</sup>

愛媛県は、明治六年四月八日に、士族達を対象として入札を許可し、戸長役場において代価を取り調べ、更に伺うよう命じている。

御指令案

官林并内外壕及庫官宅等入札拂之儀ハ、承届置候条、立木反別并建物反別等貫属中江一般入札致サセ、戸長役場ニ於テ代価取調、図面相添ヘ更ニ可申立事、

但拝借之儀ハ難聞届候事、

(後略)<sup>(32)</sup>

この直後、大洲城外堀等は、戸長達により入札されたものと思われる。落札結果は、明治六年六月に、愛媛県に届けられている。しかし、入札箇所には城郭・旧支庁等も含まれており、必ずしも当初の申請箇所と実際の入札箇所は一致していない。城郭・旧支庁は、百七十九円七十五銭で戸長であつた士族山下氏潜自らが落札している。落札結果は次のとおりである。

入札

伊予国

一城郭並旧支庁跡

土地

此地代金五拾円

坪数不知

建物数字 土蔵其外共

坪数不知

此代金百貳拾円

立木

此代金九円七拾五錢

坪数不知

合金百七拾九円七拾五錢

右之通入札仕候処、相違無御座候ニ相成候節ハ、立木建物代御指令  
次第、地代金之儀ハ五力年賦ヲ以上納仕候、以上、

伊予国喜多郡大洲

貫属

阿藏村千百七拾五番屋敷

山下氏潛

明治六年六月  
愛媛県御役所<sup>33</sup>

【申請箇所】

【落札金】

【落札者】

見積候上、低価ヲ以直ニ貫属江御拂下相成度、此別相伺候也、<sup>36</sup>

大手外濠  
鉄砲町通外濠

百五十四円  
五円  
二十三円

廐跡

三十円

旧小物成

十円

釿術新稽古場跡

（不明）

旧楮買場

七十円

旧長浜蔵

（不明）

旧須合田蔵

（不明）

【申請箇所外】

【落札金】

【落札者】

城郭・旧支厅

百七十九円七十五錢

士族山下氏潛

舟蔵（新蔵）

十三円

士族山下氏潛

樋口下濠

十四円

士族武田豊城

薬研濠

二円五十錢

士族矢野常徳<sup>35</sup>

旧徒刑場官宅

二十円

士族矢野常徳<sup>35</sup>

掖邸官宅

七十円

士族矢野常徳<sup>35</sup>

愛媛県は、この落札結果を認めていない。城郭・旧支厅は、管轄する  
大蔵省に伺うためである。また、その他は、落札者が戸長等に偏り、戸  
長の権威による不公平な入札が危惧されたためである。

右之旧大洲城郭支厅始諸建物等御拂下之義願出候得共、城郭支厅之  
義ハ大蔵省江伺相成候廉ニ付、則今御聞届ニ難相成存候、其余ハ兼而  
貫属授産之御懇情被為在、過日入札御申聞相成候越、然ニ前願之通ニ  
而戸長共銘々ケ所申立通御任之御拂下ケ相成候時ハ、奉内之權ヲ以不  
公平所分も難斗ク存候、依テ右ハ斷然御聞届無之、追而官員派出真価  
見積候上、低価ヲ以直ニ貫属江御拂下相成度、此別相伺候也、<sup>36</sup>

この後、城郭・旧支厅が山下氏潛に払い下げられた形跡はない。大蔵省  
が落札結果を認めなかつたか、あるいは後述の通り、明治七年一月十八  
日付愛媛県乾第三号布達により、入札自体が取り消されたためであろう。  
吉田陣屋も、當時校舎として利用されていた部分を除き、明治六年六  
月から七月にかけて、士族授産政策を目的とした払い下げの動向を確認  
できる。その結果は不明であるが、評価額の問題から、四民を入札対象  
者とするも、士族のみを落札対象者とした形跡がある。士族授産政策を

進める上で、これまで経済的価値とは無縁であった城郭・陣屋の評価額を算出することは、かなり困難だったと思われる。

政府は、士族授産政策を進めるため、明治六年十一月二十七日付太政官第四百二十五号布告及び同第四百二十六号達により、「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」を定めた。これは、当初家禄賞典禄百石未満の士族を対象としたものである。この中で「官有ノ：城郭：故障無之分」、つまり廃城は、士族への払い下げ対象として明記され、士族授産政策における位置付けを明確化されている。

#### 第一条 産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則

一家禄奉還資本金受取候者、農業或ハ牧畜営業ノ為メ、官有ノ田畠城郭跡屋敷跡並荒蕪地山林等払下相願、地元村方組合村方又ハ政府ニ於テ故障無之分ハ、相当代価ノ半価ヲ以相渡スヘク候条、附録雛形ニ照準シ、来ル六月三十日限り、封書ヲ以管轄庁へ可願出、（中略）但拂下出願ノ地所ハ相当代価ノ半価、建物立木ノ分ハ相当代価ニテ可拂下事、（中略）

#### 第四条

一地所拂下一人当リ歩数ノ制限ハ、願人ノ多寡、拂下地ノ広狭ニ寄リ候儀ニ付、地方官ニ於テ見込相立、大蔵省へ可申立事、但田畠並城郭跡屋敷跡ハ一町歩以下（中略）ニ限ルヘシ、（中略）

#### 第八条

一城郭跡屋敷跡ハ鍬下トシテ十ヶ年ノ間（中略）免税タルヘシ、（中略）一開墾年期中拂下ノ地所他人へ譲渡ハ無論、質入等ノ儀堅ク禁止セシムヘキ事、（後略）<sup>(38)</sup>

#### 第九条

この規則は、明治七年一月二十日付太政官第九号達により附録が追加、同六月二十九日付内務省甲第十五号布達により同十二月中まで延期、同十一月五日付太政官第百十八号布告により家禄賞典禄百石以上への対象拡大、同十二月二十八日付内務省甲第三十二号布達により翌八年六月三十日まで延期されている。

明治七年一月十日に、地方行政を統括する内務省が設置されると、廃城の管轄も内務省に移管され<sup>(39)</sup>、地方行政を通じて廃城処分が行われた。愛媛県では、太政官第四百二十五号布告を受け、同十八日付乾第三号布達により、県内荒蕪不毛地に対するこれまでの指図を取り消している。

管下荒蕪不毛ノ地所拂下或ハ拝借等ノ儀ニ付、兼テ願出ノ者有之、追テ見分之上可及差図旨及指令置候向不少之處、明治六年十二月第四百廿五号公布ノ趣モ有之候ニ付、都テ取消候条、此段布達候事、<sup>(40)</sup>この前後、明治六年十一月から翌七年三月にかけて、大洲城外堀の払い下げをめぐり、士族達と愛媛県との間にやりとりがみられる。<sup>(41)</sup>士族達は、「二己ノ産業而已ニモ無之、往々ハ貴族産業之一助共可相成」と主張し、再三にわたり愛媛県に迫っている。士族達の強い要求は依然として継続していたのである。

愛媛県は、明治七年七月五日付乾第七十七号布達により、関係大区に「官林荒蕪地等ヶ所調書」を示している。これは、県内荒蕪不毛地に対するこれまでの指図を取り消した後、整理をした上での調書と思われる。（前略）当県管内ニ於テ拂下相成候官林荒蕪地等ヶ所調書、第一三、四六九十三各大区会所へ差下置候条、入札致度モノハ同所へ罷出、一見ノ上、第九号公布ノ雛形ニ照準シ、七月三十一日限り、壹人ニテ数ヶ処入札ノ向ハ一ト番号毎、各通封書ヲ以テ区長へ可差出候、（後略）<sup>(42)</sup>

愛媛県は、入札期限と開札日について、明治七年七月十三日付乾第七十九号布達により、同十月三十一日までに入札のものを同十一月十日に開札、同十二月三十一日までに入札のものを翌八年一月十日に開札するに変更している。これは、前述の通り、内務省甲第十五号布達により、「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」が、明治七年十二月中まで延期されたためである。

愛媛県が関係大区に示した「官林荒蕪地等ヶ所調書」の中に、恐らく廃城も含まれていたものと思われる。小松陣屋の入札処分から落札者確定までの複雑な経緯をうかがうことができる。

小松陣屋は、家禄奉還士族達を対象に、前述した愛媛県乾第七十九号布達の前期日程に依拠して入札と開札が行われたものと思われる。しかし、落札者確定まではかなりの時間を要している。そのため、小松陣屋には紛失品や破損箇所があらわれ、入札前後で小松陣屋の状況が大きく変化したようである。総金高札者は、愛媛県に誰が落札しようと当初の目的を達することができないと訴えている。小松陣屋の払い下げに今後の生活に何らかの目論見をもつていた士族達の姿が表れている。

#### 旧小松陣屋入札御指令之儀ニ付伺

私儀、昨明治七年十月、旧小松陣屋御拂下相成候ニ付而者、同所東町士族和爾不言申合入札仕居候處、追々時月ヲ経ル内、就中紛失ノ所有之、破損所茂有之、何レ江落札相成候共、目的相違不仕与奉存候、最早不日御指令相成候哉、別段奉伺候、以上、

#### 第六大区四拾三小区出淵町壱丁目拾五番屋敷

明治八年六月五日

士族伊賀善運

愛媛県権令岩村高俊殿

(後略)

「昨明治七年十月、旧小松陣屋御拂下相成候」とあるのは、前述した愛媛県乾第七十九号布達の前期入札期限明治七年十月三十一日を意味するものと思われる。

愛媛県は、明治八年六月十三日に、第三大区々長に奉還士族達を対象とした入札であり、内務省にその結果を上申中であることから、落札者が確定するまで取り締まりを命じる旨起案している。

#### 御達案

第三大区々長江

其区内之小松藩陣屋之儀、還禄士族へ入札拂下ニ付、即今内務省へ稟議中ニ有之候處、此節高札之者ヨリ、其陣屋中紛失品等有之旨ヲ以、伺出候趣も有之候条、自今不取締之儀無之様、区戸長ニ於テ精々注意可致、此段相達候事。<sup>(15)</sup>

小松陣屋の落札者確定に時間を要した背景として、土地高札者優位の内規があつたようである。この内規を知らなかつた総金高札者は、愛媛県に通常の入札と同様の払い下げを求めて嘆願している。

#### 旧小松陣屋御拂下之儀ニ付歎願

私儀、去ル戊十月、旧小松陣屋御拂下相成候ニ付而者、同所士族和爾不言申合、入札仕候處、其後官林御掛リヨリ、各入札惣計高札之者江落札相成候様被申聞候ニ付、左候得者私共惣計高札ニ相成居候ニ付、最早不日御指令ニ茂可相成ト兼而覺悟御座候處、豈計ランヤ同所西重之江土地ノミ高札ト相成候ヲ以テ、同人江家立木共悉皆御拂下相成候趣窺ニ伝承仕、右者素ヨリ公議ノ決セラル、所ナル事ト候得共、初發地価ノミ高札ノ者江家立木共御拂下之御規則ニ茂無御座、元來土地家立木三種一同之御拂下ニ御座候得共、何卒入札之遍理ヲ以テ、惣金高札之者江御拂下被成下度、殊ニ和爾不言江者、過日多分之高札故、寧口目的違ニ無御座哉与内々御尋子ニ茂相成候節、目的相違無之様御答

茂申上候趣、附而者必然兩人共江御拂下相成候儀与奉存候処、前文土地ノミ高札ヲ以テ、建家立木共其者江御拂下相成候而者、兼而入札順序ヲ失シ、各一時ノ幸不幸与相成候而者、實以テ手当違与相成、迷惑之至ニ御座候、伏而冀ハ前文之事情御精察被成候而、幾重ニ茂惣金高札人江御拂下相成候様奉歎願候、以上、

## 第六大区四十三小区出淵町壱丁目十三番屋敷

明治八年十月

愛媛県権令岩村高俊殿<sup>(45)</sup>

士族伊賀善運

愛媛県は、明治八年十一月八日に、土地高札者優位の内規により、土地高札者が建物についてもその高札額で買い取る旨起案している。

御指令案

書面土木建家合セテ高価之者へ拂下候規則ニ無之、甲ハ、地所高価ニシテ立木或ハ建家低価、乙ハ、建家或ハ立木高価ニシテ地所低価之如キハ、先以甲へ申聞、乙ノ申立代価ニテ建家或ハ立木為買取候規

則ニ付、先般取調之節、地所高価之者へ其方申立之建家代価ヲ以買取候哉之旨申聞候処、其旨領承候ニ付、其方へ落札不相成儀与可相心得候事、<sup>(46)</sup>

土地高札者優位の内規に従えば、必ずしも総金高札者が落札者になるとは限らない。この内規が政府によるものなのか、あるいは愛媛県によるものなのか不明である。ともあれ少なくとも愛媛県の場合にあっては、この頃土地高札者優位の内規が存在しているのである。士族授産政策における土地への認識の強さから派生した内規なのかもしれない。

小松陣屋の入札結果に関する直接の史料はない。しかし、家禄奉還士族達への払い下げ地を調査した『[土地払下]』（還禄士族払下地取調帳）と『[土地払下]』（明治九年土地払下）から、その一端を知ることがで

きる。『[土地払下]』（還禄士族払下地取調帳）によると、小松陣屋は分割され、一番地北を六十一円二十五銭で士族池原平左衛門が、二番地南を五百九十四円十三銭七厘で士族和爾不言と士族伊賀善運が所有している。しかし、『[土地払下]』（明治九年土地払下）によると、一番地は池原平左衛門の所有となっているが、二番地南は士族西重之の所有となっている。愛媛県が伊賀善運に土地高札者優位の内規を伝えた前述の史料によると、最終的に西重之が所有した可能性が高い。『[土地払下]』（還禄士族払下地取調帳）は、明治七〇八年頃のものと思われ、落札者が確定しない段階で暫定的に総金高札者を記載したものと思われる。伊賀善運も、前述の史料で「官林御掛リヨリ、各入札物計高札之者江落札相成候様被申聞候」と述べているため、当初は総金高札者へ払い下げる動きもあり、このような記載の齟齬が生じたのであろう。最終的な入札結果については、『[土地払下]』（明治九年土地払下）の記載によるべきものと思われる。

## 八百五拾七号之内

金禄奉還愛媛県士族

周布郡新屋敷村之内旧小松陣家壱番地北

池原平左衛門

## 一屋敷反別七反歩

此地代金百式拾式円五拾錢

此半金六拾壹円式拾五錢

八百五拾七号之内

金禄奉還愛媛県士族

周布郡新屋敷村之内旧小松陣家式番地南

和爾不言

一屋敷反別七反七畝廿壹歩

此地代金七拾六円八拾七錢三厘七毛

此半金三拾八円四拾三錢七厘

金三百四拾八円六拾錢 建物代

此坪三百十五坪八合五勺

金式百七円拾錢

立木代

松壱尺回リヨリ壱丈二尺回リ迄七十四本

杉四尺回リヨリ九尺回リ迄拾本

檜二尺回リヨリ四尺回リ迄三本

雜木壱尺五寸回リヨリ壱丈二尺回リ迄百三十五本

小以金五百九拾四円拾三錢七厘<sup>(48)</sup>

旧小松陣屋跡壱番地處

一反別七反歩

明治九年ヨリ向拾ヶ年ノ鉄下ヲ以開墾

旧小松陣屋式番地南

一反別七反七畝廿壱歩

明治九年ヨリ向拾ヶ年ノ鉄下ヲ以開墾<sup>(49)</sup>

明治四年九月の「士族卒禄高表」によると、池原平左衛門は、元高五

石二人扶持、改正高九石、和爾不言は、元高十二石二人扶持、改正高十

三石、西重之は、元高八石二人扶持、改正高十一石である。伊賀善運の

禄高は不明であるが、住所が第六大区四十三小区出淵町となつてゐるた

め、旧松山藩士と思われる。和爾不言と何らかの親しい間柄にあり、共

同入札したのである。廢城の払い下げにあたり、士族達が旧藩域を越

えた広範な情報交流と積極的行動をとつていたことがうかがえる。

愛媛県は、小松陣屋の入札処分と同時期、明治七年十月二十日付番外布達により、大洲城の入札を告示している。しかし、その入札期限と開札日は、前述した愛媛県乾第七十九号布達で定めた日程と異なり、同十一月十五日となつてゐる。

旧大洲城郭九拾四号迄取分、今般入札拂下、十一月十五日開札候條、望の者は、同日迄入札致、九大区拾三小区戸長場迄差出可申、尤前以見分致度向は、右戸長場へ為承合可申、此段布達候事、

参事江木康直代理

明治七年十月廿日

愛媛県権參事大久保親彦<sup>(50)</sup>

大洲城は、過去に入札処分が行われようとし、以後も士族達の払い下げ要求が継続していた。そのため、何らかの理由で特別に「官林荒蕪地等ヶ所調書」から抜粋されたか、あるいは「官林荒蕪地等ヶ所調書」から記載が漏れていたために、別途入札処分されたものと思われる。なお、布達中に入札対象者が明記されてないが、前後の経緯から、家禄奉還士族達を対象したものと思われる。

この入札結果に関する直接の史料はない。しかし、前述した「[土地払下]（還禄士族払下地取調帳）」によると、本丸を百四十七円八銭一厘で士族向井正意が所有してゐる。本丸周辺の落札結果は次のとおりである。また、「[土地払下]（明治九年土地払下）」によつても、本丸は向井正意の所有となつてゐる。

八百拾壹号

同郡大洲村之内字旧城郭本丸

金禄奉還愛媛県士族

向井正意

一反別三反八畝五歩

此地代金百式拾三円六拾六錢式厘五毛

此半金六拾壹円八拾三錢壹厘

金八拾五円式拾五錢 立木代

松五尺回り以上十四本、杉三尺回り以上十七本

概五尺回り以上二十八本、雜木六十本

小以金百四拾七円八錢壹厘<sup>(51)</sup>

【落札箇所】	【落札金】	【落札者】
本丸	百四拾七円八銭壱厘	士族向井正意
二ノ丸壱番地	貳百三拾貳円五拾九銭六厘	士族山本常行
二ノ丸貳番地	百六拾三円三拾四銭	士族稻垣千雄 <small>(55)</small>
三ノ丸壱番地	貳円廿五銭	士族武市勘治 <small>(56)</small>
字旧城郭本丸		
一反別三反八畝五歩		右同人（向井正意） <small>(57)</small>
「大洲史料 大洲藩御家中姓名記 大洲藩士族分限記卒名簿」による と、向井正意は卒とある。後に士族に編入されたものと思われる。元石 等は不明であるが、下層の士族と思われる。		
本丸が具体的にどの範囲を指すのか、付隨する地籍図がないため不明 である。そこで、「明治九年市街地押帳」と、それに付隨して作成され たと思われる『喜多郡大洲町市街図』を照合してみた。すると、坪数の 近似値から、本丸周辺部の斜面（山）に該当した。そのため、『土地払 下』（還禄士族払下地取調帳）は立木のみの記載であり、建物の記載が なかつたのであろう。それでは、本丸の平地部分は誰が落札して所有し たのであろうか。『土地払下』（還禄士族払下地取調帳）と『土地払 下』（明治九年土地払下）に本丸に関する他の記載はない。しかし、 『明治九年市街地押帳』と『喜多郡大洲町市街図』の照合によると、落 札金額は不明であるが、本丸の平地部分も新開試作地として向井正意の 所有となっている。また、本丸の平地部分の範囲には、図Iのように天 守閣等の建物敷地も含まれている。前述した土地高札者優位の内規から 推測すると、本丸の土地建物は、共に向井正意が落札して所有したもの と思われる。		

図I 大洲城本丸周辺地籍図



(松山地方法務局大洲支局所蔵「喜多郡大洲町市街図」より作成)

- ※1 原図には地番・氏名のほか、種々の情報が記載されている。  
例えば「九百三番地」には「免租地」「公園地」「宅」の記載がある。
- ※2 原図は後年幾度か加筆されたと思われる。※1「公園地」も字体が  
異なるため、大洲城が公園化されて後の加筆と思われる。
- ※3 上図「(天守閣)」は天守閣の場所を示すため、筆者が加筆した。

向井正意(56)  
山本常行

なお、大洲城の払い下げについては、『大洲要録』に「東門社の所有に帰し、城壁を撤去し、開墾に従事<sup>(57)</sup>」、「名城ものがたり」に「大洲藩の士族からなる東門社が、これの拂下げを受けて管理<sup>(58)</sup>」とある。この「管理」とは「開墾」にあたつての土地管理と解釈すべきであろう。東門社の存在は、行政資料上に表れない。しかし、士族達が東門社なる互助組織を結成し、開墾を進めた可能性は否定できない。これらの点は、今後明らかにしたい。

愛媛県は、明治八年五月二十八日に、関係大区々長に「入札ヶ処取調帳」を示している。これは、これまで家禄奉還士族達へ払い下げた土地の整理をした上で、残余の入札分を再度調書にしたものと思われる。つまり、これまでの「官林荒蕪地等ヶ所調書」に続く再調書として位置付けられるものと思われる。「入札ヶ処取調帳」に関する入札期限と開札日は、入札期限が同六月三十日、開札日が後日通知されることになつていて。

#### 御達案

#### 一三三四六八九十三大区々長江

還禄之士族江、別冊之通、地所建家立木トモ拂下候儀、兼而公布之

入札雑形ニ照準シ、式通其元不都合無之様相認、入札時可差出、若

シ書式等不都合ノ分ハ、開札之場ニ於テ取捨候儀モ可有之ニ付、重々注意致シ、来ル六月三十日ヲ限可差出、尤管下一般ノ箇所々々悉皆相達候而ハ及遲延候故、最寄之箇所差向相達候条、此旨還禄之士

族江可相達候事、

但開札日限之儀者、追テ可相達候事、<sup>(59)</sup>

入札期限が明治八年六月三十日とされているのは、前述の通り、内務省甲第三十二号布達により、「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」が同日まで延期されたためであろう。

「入札ヶ処取調帳」に記載されていたと思われる廢城を検討してみる。

明治六年一月十四日付太政官無号達による県内の廢城数は、記載漏れの今治城も廢城とみなせば、三城郭（松山・大洲・今治）四陣屋（西条・吉田・小松・新谷）である。大洲城と小松陣屋は、前述の通り、入札済である。また、第三章で後述の通り、明治八年六月一日に元新谷陣屋と元神山県支庁（大洲城三の丸内）が、同五日に元今治県庁（今治城外郭内）と元吉田県庁（吉田陣屋内）が校舎として利用されているため、「入札ヶ処取調帳」から除外する旨起案されている。さらに、第四章で後述の通り、松山城は、この時期内務省の許可を得て公園化政策を進めている。よつて、残るは西条陣屋であるが、当初「入札ヶ処取調帳」の記載から漏れていたようである。愛媛県は、明治八年六月二十七日に、関係大区々長に急速入札の対応を命じている。

#### 御達案

#### 第二三大区々長へ各通

元西条陣屋地別紙之通還禄士族へ入札ヲ以拂下候条、地所建物トモ分割ノ通入札為致、本年五月廿八日附ヲ以相達候通、本月三十日限可差出、此段相達候事、<sup>(60)</sup>

第二大区々長は、明治八年六月二十七日付の達にもかかわらず、入札書提出期限を他と同様に同三十日までとされたことに物理的な無理を感じ、即日愛媛県に同七月十日まで延期するよう嘆願している。

還禄士族江御拂下地所之儀ニ付伺

区内旧西条陣屋跡地所并ニ建物還禄士族共ヘ御拂下之御達書本日午前八時到来仕候處、同所ニ生立居候松并ニ雜木之義も土地ニ属シ御拂下ケト奉存候得共、為念一応奉伺候、且又同所ヲ始官林入札明後々三十日限リ之御達ニ御座候得共、前段之通漸ク本日相達候義ニ付、向々江申通候時日も御座候間、來月十日迄御日延被成下度、是又奉伺候、以上、

第弐大区々長

清水澗

と、乙地の土地高札が加藤石雄、建物高札が山村朔、丁地の土地高札が江川澄、建物高札が西村徳太郎となつてゐる。

第弐大区々長江

愛媛県は、明治八年六月二十九日に、入札書提出期限延期の旨起案している。

書面元西条陣屋地乙号以下拂下地ニ有之分ハ、伺之通入札日延之義ハ無余議訣ニ付、各地所ニ限り申立ノ通延期聞置候條、精々取纏可差出候事、<sup>(62)</sup>

愛媛県は、明治八年七月十三日に、関係大区々長に開札日を通知する旨起案している。それによると、県内の開札日を統一せず、第六大区を

同十七日、第一三三四八九大区を同二十二日と二一日間に分割している。

第二三四六八九大区々長江

其区内還禄士族江本年五月廿八日附ヲ以相達候官林拂下入札之儀、本月左ノ如シ及改札ニ候條、入札差出候、還禄士族江当日出厅可致旨可相達候、此段相達候事、

第六大区

本月十七日  
第二三四八九大区  
本月廿二日<sup>(63)</sup>

甲某ハ、地処高価ニシテ建物或ハ立木低価、乙某ハ、建物立木高価ニシテ地處低価ナルトキハ、先以甲某ヘ説諭シ、乙某ノ申立代価ヲ以建物立木為貰取、甲某若シ苦情アラハ、乙某ヘ説諭シ、甲某ノ申立て価ヲ以地価買取ラシムヘシ、乙某ニ於テモ苦情アラハ、地処ト建物立木トヲ引分ケ可拂下事、<sup>(64)</sup>

『官吏履歴（旧西条藩）』によると、加藤石雄は士族として明治三年に西条藩会計權少属となつてゐる。また、『卒調帳（旧西条藩）』によると、山村朔は卒として同年に西条藩刑法吏生となつてゐる。

西条陣屋の最終的な入札結果は不明であるが、土地高札者優位の内規から推測すると、乙地は加藤石雄、丁地は江川澄が落札して所有したものと思われる。

大洲城・西条陣屋・小松陣屋を中心に、士族授産政策と廃城の関係をみてきが、ここで小括しておきたい。

一つ目は、廃城が士族授産政策に位置付けられる以前から、士族達は廃城をその恰好の対象として意識し、積極的な行動をとつていたこと。

明治八年六月廿七日

愛媛県七等出仕赤川慤助殿<sup>(65)</sup>

旧西条陣屋跡入札今般開候處、書式不都合ノ廉朱書之通認替可差出候、且又乙号入札、地処加藤石雄高札、建物ハ山村朔高札ニ有之、丁号入札、地処ハ江川澄高札、建物ハ西村徳太郎高札ニ付、左ノ通本人ヘ押会之上、地処建物共拂下望之者ハ、右之諸書類差出、取纏可届出、此段相達候事、

但シ入札認替之上、本書式通并此義右江下候下書共相可差出候事、

年月日  
長官

二つ目は、廢城が士族授産政策に位置付けられ、比較的下層の士族・卒を中心に、相当代価の半価や十ヶ年の免税という特典を付与して払い下げられたこと。

三つ目は、廢城が士族授産政策に位置付けられつつも、全体を十分に把握して統一的な払い下げが行われたのではなく、その状況に応じてかなり分散的に払い下げが行われたこと。

四つ目は、廢城の払い下げにあたり、土地高札者優位の内規が存在していたこと。しかし、その存在を士族達は知らされておらず、落札者確定にあたり問題を生じさせたこと。

### 三 学校設立政策と廢城

#### —今治城・吉田陣屋・新谷陣屋—

城郭の存廃が公示された明治六年前後の明治政府にとって、学校制度の確立は、国家政策の急務であった。明治五年八月に学制が発布され、

全国に学校が設立されていった時期である。当初校舎は、新規に建設するよりも、既存の適当な建物を利用することが多かったようである。

愛媛県でも各地に学校が設立されたが、廢城を校舎として利用した場合もあった。明治八年時点の県内の小学校をみると、元今治県庁（今治城外郭内）に啓己小学校、元神山県支庁（大洲城三の丸内）に秋成小学

校、元新谷陣屋に令教小学校、元吉田県庁（吉田陣屋内）に吉田小学校が存在している。<sup>(67)</sup>これらの城郭・陣屋は、学制発布直後の明治五年に開校しており、存廃公示以前から小学校として利用されていた。当時小学校の設立は容易ではなく、士族や富農商の寄付に依存していた。そのた

め、新規に校舎を建設する余裕はなく、廢城も校舎として利用されたものと思われる。特に陣屋等は、その立地場所や建築構造が校舎に適していたものと思われる。

前述の通り、存廃公示以前の城郭・陣屋の管轄は陸軍省、存廃公示以後の廢城の管轄は大蔵省ついで内務省である。したがって、官有地である以上、廢城と言えども、校舎として利用する場合は借用など何らかの法的手続きが必要だったものと思われる。しかし、しだいに学校設立の法的支援策を求められるようになつた政府は、明治七年九月三十日付太政官第百三十一号達により、府県に官有地を無代で下げ渡すことにしている。

府県

諸学校ノ儀ハ、学制ノ通、人民共立可致ノ処、創建ノ儀ニテ一時私費ヲ以難辨情実モ可有之ニ付、学制中ニ掲載ノ中小学区学校設立ノ数ヲ限り、学校地所トシテ、中学ハ千坪、小学ハ五百坪以内ノ地ヲ無代価ニテ可下渡候条、無税官有地ニ於テ便宜ノ場所ヲ撰ミ、内務省へ可申出、此旨相達候事。<sup>(68)</sup>

愛媛県は、明治七年十月十二日付坤第百二十八号達により、各区々長と学区取締に同二十五日までに廢城等の官有地を調査するよう命じている。廢城は、校舎の利用に適した官有地として具体的に例示され、学校設立政策における位置付けを明確化されたのである。

各区々長 学区取締

太政官ヨリ別紙之通御達相成候条、廢城郭内或ハ旧陣屋、其他最寄ノ官有地ハ見込相立、地所反別並官舍家屋ノ有無共詳細取調、來ル廿五日限可差出、此段相達候事。<sup>(69)</sup>  
(別紙太政官第百三十一号達略)

愛媛県は、明治八年三月七日に、内務省に「官庫官舍存廃取調」を提出している。<sup>(20)</sup>これは、各区々長と学区取締による調査結果をまとめた調書と思われる。ただし、この「官庫官舍存廃取調」と、第二章で前述した「入札ヶ処取調帳」とは、別主旨から編纂されたものである。そのため、「官庫官舍存廃取調」の内容が「入札ヶ処取調帳」に反映されず、校舎として利用されているにもかかわらず「入札ヶ処取調帳」に記載された廃城もあった。そこで、愛媛県は、同六月二日に、第九大区々長に元新谷陣屋と元神山県支庁（大洲城三の丸内）を、同五日に、第四大区々長に元今治県庁（今治城外郭内）を、第十三大区々長に元吉田県庁（吉田陣屋内）を校舎として利用しているため、「入札ヶ処取調帳」から除外する旨起案している。

別紙官宅二ヶ所之儀ハ、兼而学校ヨリ申出之趣モ有之ニ付、還禄之者へ入札ヶ処取調帳之内相除キ御布達可相伺之處、無其儀各二ヶ处罚モ御達箇所附帳ニ相加リ候ニ付、左之通御達ニ相成度相伺候也、

還禄之者へ地所御拂下之儀ニ付、本年五月廿八日附ヲ以御達相成候処、右之内元今治県庁并ニ元吉田県庁トモ学校ヨリ申出之趣有之ニ付、左之通兩大区へ御達可相成哉相伺候也、

#### 第四大区々長江

還禄士族へ御拂下地所本年五月廿八日附ヲ以相達候内、元吉田県庁之儀詮義之次第有之、入札ヶ所相除候条、此段相達候事、

#### 第九大区々長江

還禄士族へ御拂下地所本年五月廿八日附ヲ以相達候内、元吉田県庁之儀詮義之次第有之、入札ヶ所相除候条、此段相達候事、<sup>(21)</sup>

廃城の内、校舎として利用されていた部分は、とりあえず破却を免れたが、無代下げ渡しはやや遅れている。そのため、学校側にとつて、土地所有関係は、しばらく不安定なものだったと思われる。現に『明治九年反別畝順帳（新谷町・恋木村）』によると、令教小学校の存在する旧県庁跡（新谷陣屋内）は、あくまで官有地とされている。

#### 百九拾番 字川西町

一旧県庁跡 三反八畝拾八歩

#### 百九拾壹番 字川西町

一旧県庁跡 壱反九畝四歩

官有地<sup>(22)</sup>

還禄之士族へ官山其外トモ入札之儀、本年五月廿八日附ヲ以相達候箇所附帳之内、別紙二箇所之儀ハ、詮義之次第有之ニ付、入札布達取消候条、此段相達候事、

#### 八百六拾号

一地坪千五百三拾八坪

内建坪三百六拾六坪八合

八百六十三号

一地坪弐千四百弐拾坪五合

内建坪弐百七拾八坪四合五勺<sup>(23)</sup>

喜多郡新谷元陣屋

同年三月十五日、喜多郡令教学校へ新谷旧県庁跡地所建物無代下渡ヲ内務省へ伺フ、同年四月五日、聞届ノ指令アリ、

同十年七月二十日、宇和郡吉田陶成ノ両小学校ヲ合併シ一小学ヲ設立スルヲ以テ、吉田北小路旧陣屋跡地處無代下渡并制限外ノ分払下

ゲヲ内務省ヘ伺フ、同年八月二十四日、聞届ノ指令アリ。<sup>(25)</sup>

吉田小学校は、制限以上の地所を必要としたため、制限内は無代下渡しを、制限外は払い下げを願つたのであろう。啓己小学校や秋成小学校でも無代下げ渡しがなされたものと思われる。また、愛媛県は、明治十年四月六日に、内務省に西条陣屋を擇善小学校学田として払い下げを

願い、同五月二日に、許可されている。<sup>(26)</sup> 西条陣屋に未入札があつたか、あるいは入札後所有者に変遷があつたものと思われる。

廢城は、学校設立時期にあたり、経済的地理的物理的に校舎に適した対象とみなされた。そのため、土地所有関係についても法的な援護がなされ、一層校舎として優位な条件を付与されたのである。

三府ヲ始、人民輻輳ノ地ニシテ、古来ノ勝区、名人ノ旧跡等是迄群衆遊観ノ場所 東京ニ於テハ金龍山浅草寺、東叡山寛永寺境内ノ類、京都ニ於テハ八坂社、清水ノ境内、嵐山ノ類、總テ社寺境内除地或ハ公有地ノ類 徒前高外除地ニ属セル分ハ、永ク万人偕楽ノ地トシ、公園ト可被相定ニ付、府県ニ於テ右地所ヲ択ヒ、其景況巨細取調函面相添ヘ大蔵省ヘ可伺出事。<sup>(27)</sup>

明治政府は、公園設立にあたり二つの前提条件を示している。一つ目は、「是迄群衆遊観ノ場所」であること。二つ目は、「高外除地」であること。「高外」とは石高の検地から対象外の地所であり、「除地」とは免稅地である。つまり、「高外除地」は官有地を意味する。そして、寺社の境内等を公園の具体例として示している。

明治政府がこの布告を出した背景として、都市の近代化、遊観所の安堵、封建時代の跡地処理の三点が共通認識となつてゐる。明治政府の公園設立政策は、封建時代の遺産改革と、そこに内包されてきた都市機能の再確認を両立する中で進められた。それは、新規に公園概念を構想するのではなく、近世までの遊観所を公園として置き換える行為であつた。

城郭の存廃が公示された明治六年前後の明治政府にとつて、地租改正に代表される土地制度の近代化も国家政策の急務であつた。特に都市の近代化政策の一つとして位置付けられた公園設立政策は、廢城と密接な関係をもつていた。

明治政府は、明治六年一月十五日付太政官第十六号布告により、府県に公園の具体例とその主旨を示している。西洋から伝わった公園概念を明治政府がどのように捉えようとしていたのか、それをうかがう上で興味深い。

廢城は、「高外除地」であつたが、「是迄群衆遊観ノ場所」ではなかつた。むしろ、前時代の遺産として破却の動向にあつた。しかし、城下町の中核的存在であり、将来「群衆遊観ノ場所」となりうる可能性を秘めていたことは、その後の変遷をみれば間違いない。しかし、前述した布告で廢城が公園の具体例として挙がつてゐた訳ではなく、廢城を公園として位置付けるには、廢城に対する認識の転換が必要であつたと思われる。全国で最初に公園化された廢城は、明治六年四月に許可された高知城と言われる。当時の高知県高等官員の多くが権令岩崎長武以下高知県出

身者であつたこともその背景にあるであろう。愛媛県でも同十月より松山城の公園化を進めている。隣県の公園化政策の影響があつたのかも知れない。『明治七年府県職員禄』によると、当時の愛媛県高等官員は、参事江木康直（山口）、権参事大久保親彦（新治）、七等出仕西園寺公成（愛媛）、八等出仕関屋生三（熊谷）、九等出仕吉田禄在（愛知）、同肝付兼弘（鹿児島）、大属岩田武儀（滋賀）、権大属松倉恂（宮城）、同中野武當（名東）、中属西村天孚（名東）、同内田貞敦（東京）である。<sup>(81)</sup> 松山城の公園化は、他県出身者で占められていた県庁の中で、彼等の指導により推し進められた感がある。ともあれ廢城の公園化は、全国的にみても草創期の政策であつた。

愛媛県による松山城の公園化は、「人民皆楽ノ園ヲ開カント」する「序議」に発するものであつた。<sup>(82)</sup> 愛媛県は、明治六年十月二十七日に、内務省にその主旨を上申している。

（前略）自今廢城ト成毀却致候テハ、士民トモ愛惜ノ情止ム可カラ

ス、殊ニ突タル山上ニ屹立シ、櫓楼宏麗、東南ニ大獄ヲ望ミ、西北ニ蒼海ヲ眺ム、四時ノ壯觀挙テ謂フ可カラス、依テ暫ク之ヲ公園トシ、万民快樂ノ地ト被成下候（後略）<sup>(83)</sup>

愛媛県は、松山城を公園化する主旨として、「愛惜ノ情」と「四時ノ壯觀」の二つを挙げている。この時期松山城に対する士民の意識を「愛惜ノ情」と一括することは聊か早計であろうが、士民快樂の自然環境に立地することを指摘した点は、政府の公園設立政策にそつたものと言えよう。この上申に対し、内務省は、明治六年十一月二日に、管理費の財政的指針を問いただしている。当時、公園の管理費については、公園化を上申した府県の負担とされていたようである。これに対して、愛媛県は、翌七年一月十日に、その指針を回答している。

（前略）天明度雷火炎上ノ節焼残ニ御座候所、追々破損モ可有之ニ付、即今売却、別冊ノ通積金増利致シ、永久維持資金ニ相充、枯木并下草等芟除為致候ハ、凡五十円余ヲ可得見込ニ付、之ヲ以テ時々掃除ノ費用ニ充テ、其他花木植込等ヲ始諸般修飾ノ儀ハ、兼テ城下松山富豪家懇願ノ趣モ有之候ニ付、此等ノ者共江結社為取計、公園ノ御主意ニ悖戾不致様精々注意可仕候（後略）<sup>(84)</sup>

愛媛県による管理費の財政的指針は三つである。一つ目は、天明の落雷で焼け残った建物の売却による収入。二つ目は、枯木や下草の売却による収入。三つ目は、富豪家からの寄付による収入。三つの指針とも決して恒常的確実的なものとは言い難い。政府が公園設立政策を推し進めているとは言え、その財政的負担を任された府県の姿を垣間見ることができ。内務省は、明治七年二月十八日に、松山城の公園化を許可したが、天明の落雷で焼け残った建物の売却による収入は認めず、再度財政面の検討を要求している。

（前略）格別ノ訳ヲ以テ樓櫓悉皆無代償公園ニ御差下相成候儀ニ有之、然ルニ天明度焼残破壊ニ及候建物不用ノ分売却、公園修繕費用資本ニ相充候儀ハ不都合ニ付、売却建物代償ハ上納ノ積リ相心得入札取束可伺出、尤公園将来維持ノ方法更ニ取調可伺出事、<sup>(85)</sup>

但公園中枯木并下草代等ヲ以テ経費ニ充候儀不苦候事、<sup>(86)</sup>

ここに松山城の公園化が達成された。松山城は聚樂園と命名され、記念の詠草一枚刷りも出版されている。これにより、松山城は、廢城としての破却を免れ、公園としての新たな位置付けを明確化されたのである。なお、内務省が天明の落雷で焼け残った建物の売却による収入を認めなかつたのは、あくまで廢城が官有物であるためであろう。その後、愛媛県は、明治七年十二月五日に、再度財政的指針を回答している。

(前略) 塚下富豪ノ者六名へ委任仕候処、銘々ヨリ出金等ヲ以相応ニ  
資金相備、猶年々枯木下草代等取束ネ積金トシ、逐年破壊ニ立至候節、  
無手落修繕ヲ加ヘ、且即今有志ノ者トモ申合、花木栽培諸般修飾ヲ加  
ヘ、公園ノ御主意ニ悖戾不致様精々注意シ、永久維持ノ見込相立候  
(後略)

愛媛県は、新しい財政的指針を打ち出すことができず、富豪家への寄  
付に頼つたようである。具体的には、「厚ク商議ヲ尽シ」たところ、「温  
泉郡栗田與三外四名ノ富豪」が、「愛惜ノ情厚ク」、財政的支援策を謀  
つたとある。<sup>(88)</sup> 栗田與三は、明治三年に興産会社を設立して茶・紙・綿・  
織り物・染料を扱うなど、産業開発・産業取引の発展に尽力した人物で  
ある。<sup>(89)</sup> 松山城の公園化に富豪家の果たした役割は、大きかつたようである。  
内務省は、明治七年十二月二十八日に、この回答を了承している。<sup>(90)</sup> な  
お、天明の落雷で焼け残った建物については、これ以前に入札が行われ  
たようである。愛媛県は、同十二月二十二日に、入札代金を二百四十一  
円十五銭八厘と報告している。これに対して、内務省は、翌八年一月三  
十一日に、入札代金を地理寮へ上納するよう命じている。あくまで廢城  
が官有物であるとの立場から、その入札代金を公園の管理費として當て  
ることを認めなかつたのである。

松山城は、明治十年五月に、陸軍省に移管され、以後昭和二十年まで堀  
之内には軍隊が置かれる。県の統廃合などによる政治情勢の変化が、軍事  
情勢を変化させ、当初廢城であった松山城を存城化させたものと思われる。<sup>(91)</sup>  
松山城が陸軍省に移管されると、まもなく聚楽園の閉園も予想されたよう  
であり、明治十七年十月三十一日付海南新聞には次のようにある。

### 公園繁盛

松山公園は、此不景気なるにも拘はらず、至つて盛んにして、瓢を

携へて出掛けるもの縁々あり、僅は如何にも不可思議かと恥しかる  
ことと思ひしに、全く此地を陸軍省に買上げになりたるに付、復た  
此内へ入ることの叶はずなるより、今のうちにとて是迄公園に登り  
しことなき人の出掛けるゆへ斯くは繁昌するものなりと、燈火の消へ  
なんとするや光り強し、是も其類にやあらん<sup>(95)</sup>

海南新聞には「全く此地を陸軍省に買上げになりたる」とあるが、実  
際は内務省からの移管を誤認誤記したものと思われる。結局、聚楽園は、  
明治二十年に、閉園される。<sup>(96)</sup> しかし、軍隊が置かれたのは城山ではなく  
堀之内であるから、現実的な影響は少なかつたと思われる。そこで、松  
山市は、同四十三年五月に、陸軍省から山林と異櫓を除く松山城を同四  
月一日より三年間無償借用し、新たに松山公園を開園している。<sup>(97)</sup> 借用期  
間は延長されたようである。その後、旧藩主の家系にあたる久松定謨氏  
が、大正十二年七月五日に、陸軍用地を除く松山城を三万円で払い受け、  
同二十八日に、四万円の保存基金を添えて松山市に寄付している。<sup>(98)</sup> この  
間の松山城観覽・登山者数は表Iのとおりであり、次第に松山市の象徴  
として、市民に親しまれていったことがうかがえる。

表 I 松山城観覽・登山者数

年代	観 覧 者		登山者
	有 料	無 料	
明治43年			46,490
明治44年			
明治45年			
大正2年	12,689	6,250	
大正3年	18,217		
大正4年	15,994		
大正5年	20,771		
大正6年	29,335		
大正7年	29,290		
大正8年	14,724		
大正9年			
大正10年	28,562		
大正11年	28,575		
大正12年	28,642		
大正13年	32,627		
大正14年	33,787		
大正15年	40,325		

(『松山市史料集』第11巻近・現代3  
より作成。空欄は数値不明。)

松山城の公園化は、愛媛県や松山市が推進し、客観的条件を満たした上で、内務省が許可したものである。そのため、明治六年一月十五日付太政官第十六号布告に基づく太政官制公園と見なすことができよう。しかし、明治中期以後、公園は、太政官制公園に限らず、広範な様相を見せ始める。公園の推進主体が広がり、官有地に限らず公園が創設されていったからである。公園の全国的普及である。県内でも、大洲城の公園化にその例を見ることができる。大洲城の公園化は、同一十年頃より、大日本私立衛生会喜多郡支会が推進している。

大洲城は、第二章で詳述のとおり、明治七年に士族授産政策として払い下げられた。その後の経緯については明確ではないが、土地や建物の所有者はかなり大きく変遷したようである。例えば、本丸の所有者は、年代の明確な土地台帳によると、同九年に向井正意、同二十年に山路一水、同二十六年に松原綱倫、同三十九年に服部直行、同年に大洲町有となっている。<sup>(15)</sup>

大洲城の公園化については、「大洲要録」に「明治二十年の頃本丸の地は大日本私立衛生会喜多郡支会が公園として經營し」とある。また、明治二十年九月三十日付、同二十一年四月二十一日付海南新聞には次のようにある。

#### 公園

喜多郡大洲旧城山は、前々より公園となすよし噂ありしが、今度いよく発起する者ありて目下奔走中なりといふ。<sup>(16)</sup>

#### 義金募集中

今度当城山を公園とするに付き、喜多郡内にて、一戸に付金一銭以上を募り、其経費に充てんと目下義捐金募集中なり。<sup>(17)</sup>

大洲城の公園化の背景として、天守閣の取り壊しがあるのではないかと思われる。「名城ものがたり」に「大日本私立衛生会喜多郡支会が有志の寄附を仰いで右の櫓と土地を買受けたが、天守閣だけは僅かな資金が出来ないためそのまま、放置し、遂に明治二十五年ごろ取壊されたものである」とある。<sup>(18)</sup>恐らく、大洲城は、士族授産政策として払い下げられたものの、土地や建物の所有者が変遷していく中で荒廃が進み、天守閣の取り壊しに際して、大日本私立衛生会喜多郡支会が公園化を目指したものと思われる。

天守閣の所有者は、本丸の所有者とは別に変遷したようであり、明治二十一年十月二十三日付海南新聞によると、香川某の所有として取り壊されている。

#### 天主閣取除け

大洲の旧城閣は、当時同地香川某の所有する所なるが、今度之れを取除ぐるとかにて既に四五日前より瓦剥ぎ取りに着手したりとか。<sup>(19)</sup>

天守閣は資金不足により取り壊されたが、公園化の動きは頓挫せず、むしろ本格化したようである。大日本私立衛生会喜多郡支会は、明治二十五年七月二十日に、公園化の趣意書を作成し、寄付を呼びかけている。元大洲藩主加藤家累代ノ居城タリシ亀之城ハ、時勢之変移ニ伴フテ零落ノ調ニ陥リ、十数年来樓閣ハ殆ンド商売ノ手ニ落チ、其僅ニ存ズルモノモ類敗ニ委シテ顧ミルモノナク、其址ハ荊蘇ヲ以テ満タサン、将サニ狐狸ノ窟トナラントス、誰レカ之ヲ慨セザルモノアランヤ、

此時ニ際シ、我衛生会員ノ有志ハ、此風景ニ富メル勝地、而テ由緒アル城址ヲ、宜シク農夫ノ手ニ委シテ稼穡ノ園トナシ、一己人ノ私有ニ帰スルヲ難惜シ、奮テ金ヲ醸シテ此城址ヲ購ヒ、以テ公園ノ地トナシ、一二ハ衆庶諧樂ノ域トナシ、一二ハ旧君遺跡後世子孫ニ系

カンコトヲ企図セリ、幸ニシテ土地ハ我会ノ有トスルヲ得タルヲ以

テ、爾来之攘ヒ之ヲ夷ラゲ、或ハ樹木ヲ栽ヘ花弁ヲ培ヒ、以テ公園地タルニ適セシメント百方計画措カザリシモ、限リアルノ資ニシテ

常ニ其意ノ如クナル能ハズ、土地購入該費ノ幾分モ今ニ負債トシテ存ズル止ムヲ得ザルニ至レリ、是ニ於テ乎再ビ金ヲ釀シテ之ヲ償ヒ、

且収世保存ノ費ニ充テンガ為メ、普ク有志ノ義捐ヲ乞フノ必要ニ迫マレリ、各位願クハ我会前述ノ微志ノアル処ヲ調察セラレ、奮テ義捐アランコトヲ禹望ノ至リ堪ヘズ、其金額ノ多少ハ素ヨリ各位ニ任スル処ナリ、

大日本私立衛生会喜多郡支会長

下井小太郎

明治廿五年七月廿日  
(後略)

この趣意書によると、風景に富み由緒ある大洲城を、一個人の所有となることを避け、庶民皆楽の遺跡として後世に遺すため、草木を植樹して公園化しようとしていたことがわかる。

大日本私立衛生会は、明治十六年に、環境・公衆衛生思想の啓蒙普及を目的として設立された官民合同の組織である。愛媛支部の創設は、同二十一年であり、当初は『愛媛衛生雑誌』を発行するなど活発な活動がみられたが、会計上などの問題から同二十四年に解散している。<sup>(15)</sup>しかし、喜多郡支会は、その後も存続して活動していたようである。大日本私立衛生会喜多郡支会は、環境・公衆衛生の上から公園を捉え、大洲城の公園化を推進したものと思われる。

その後、大日本私立衛生会喜多郡支会は、明治三十年に、大洲城に桃樹を植えるため、地元の農夫と思われる二人の人物と契約を交わしており、公園化を着実に推進したようである。

#### 契約書

貴会御所有ニ係ル旧城山公園地ヘ、左記之目的方法ニ拠リ、桃樹栽植之件、今般御契約致候ニ就テハ、決シテ違反致間敷、仍テ後日契約書差入置候也、

喜多郡大洲町

篠塚友三

喜多郡喜多村

安藤与七

明治三十年月日

大日本私立衛生会喜多郡支会長

手島正誼殿

一桃樹ノ栽植ハ、公園ニ一ノ美ヲ添ヘ、衆庶娯楽ノ地タルニ適セシムルノ傍ラ、収益ヲ得ントスルニ在リ、故ニ如何ナル場合ト虽トモ、

公園地タルノ目的ニ副ヒ公衆ノ遊覧ヲ妨ゲザルベシ、

一第一項ノ目的ヲ以テ土地ヲ使用スルノ期限ハ、明治三十一年月ヨリ向フ拾五ヶ年ヲ以テ一期トナス、

(後略)

この契約書によると、桃樹の栽植は、公園の美と実益を兼ねたものだつたことがわかる。公園の維持管理費は、大洲城においても最大の課題だったと思われる。大日本私立衛生会喜多郡支会は、桃樹の栽植によって、公園の維持管理費を捻出しようとしていたのであろう。その後、大洲城は大洲町の所有となるが、その経緯については不明である。しかし、その後、大洲城に栽植された桃園は有名になり、図IIのように絵葉書などにも取り上げられている。大洲城は、土族授産政策の対象から公園設立政策の対象となり、その存在意義をより広範でより恒久的なものとしたのである。

た公園と言えよう。

廃城は、公園設立時期にあたり、政府が念頭においていた場所ではなかつた。にもかかわらず、地域の推進により公園化されていく。当初その推進力の背景に、都市の近代化や遊観所の安堵だけではなく、旧藩時代への懷旧の念が内包されていたことは否定できない。しかし、推進主体の広がりとともに、環境・公衆衛生の上からも捉えるようになる。廃城の公園化は、政府による公園設立政策を背景にしつつも、本来対象外であつた廃城を公園の対象として認識した点において、地域が作り上げた公園と言えよう。

図Ⅱ 絵葉書 「大洲城山ノ桃林」



(灘口慎之氏寄託)

## おわりに

本稿は、明治六年一月十四日付太政官無亏達により、軍事施設としての役目を廃され、大蔵省（後内務省）に管轄されることになった廃城が、近代への過渡期においてたどつた変遷を、当時の国家政策である士族授産政策、学校設立政策、公園設立政策との関係においてみてきた。近代化は、旧時代的制度の打破と新時代的制度の構築を必然としたが、近世の所産であつた廃城は、まさにその両者を遂行しようとする当時の国家政策を直接反映するものだつたと言えよう。おわりにあたり、本稿における論究の要旨と今後の課題についてまとめておきたい。

士族授産政策と廃城との関係をみてみると、時代の転換を明確に象徴している。当初明治政府は、士族授産政策を廃城処分の基本としたが、士族達もその政策を受け入れ、積極的に行動している。新時代の到来により、それまでの地位や名誉を奪われ、苦境に立たされた士族達にとつて、これまで勤仕してきた廃城が、自分たちの生きる手段の一つとして提示されたとき、最早感傷に浸る余裕はなかつたのである。県内における廃城の払い下げが、かなり分散的なものとなつていても、廃城の多目的利用や事務手続きの不備だけではなく、士族達の動向が影響しているものと思われる。なお、県内における廃城の払い下げにあたつて、土地高札者優位の内規が存在していることも注視せねばならない。この内規が、果たして愛媛県に特異なものなのか、その派生要因については、明治政府や他県の動向を詳細に調査した上で検討する必要があり、今後の課題としたい。

学校設立政策と廃城との関係をみてみると、旧時代的制度の打破と新

時代的制度の構築は、必ずしも断絶したものではなく、旧時代の所産を再利用していく連続性が存在していたことを認めなければならない。明治政府による廃城処分において、学校設立政策は、士族授産政策に次ぐ後発政策であった。しかし、廃城は、新校舎設立の困難な状況にあって、その経済的地理的物理的特性を活かし、大きな役割を果たしている。県内でも廃城を利用した学校を確認することができる。また、現在もその系譜を引き、廃城跡に存在する学校がある。本来軍事施設であった廃城は、校舎として再利用され、時代を越えて存在し続けたのである。

公園設立政策と廃城との関係をみてみると、廃城の公園化に果たした地域意識の創造を認識させられる。公園概念が普及してない状況にあって、明治政府すら廃城を公園の対象として意識していなかつた。にもかかわらず、廃城を公園化しようとしたのは、複雑な地域意識である。廃城は、士族授産政策の対象とされ、現に積極的に行動する士族達がいる一方で、都市の近代化、遊観所の安堵、環境・公衆衛生といった近代意識が地域に普及すると、公園設立政策の対象とされる。ただし、その近代意識の中に、旧藩時代を懐旧する場としての懐旧意識が内包されていることも見逃せない。懐旧意識は、今治城本丸に建てられた吹揚神社の(1)ように、精神的思想として具体的に表象している場合もある。当然懐旧意識は、主体や時代の変遷によつて異なる。しかし、公園設立政策と廃城との関係をみる場合、近代意識と懐旧意識の両意識が存在していたことを認識する必要があろう。廃城の公園化に内包されている懐旧意識については、今後の課題としたい。

本稿は、廃城の変遷を、国家政策である士族授産政策、学校設立政策、公園設立政策との関係からみてきた。その関係は、決して固定されたものではなく、かなり流動的である。時代の変遷により、士族授産政策の

対象から、学校設立政策や公園設立政策の対象となつた廃城もある。そして、その流動的な廃城処分の指向性は、地域動向に依拠している場合が多い。地域は諸事情を判断し、懐旧意識を内包しつつも、近代的再利用への方向性を選択していくのである。近代城郭史の例をみても、中央集権国家と称される明治政府の国家政策は、必ずしも一律的なものではなく、地域動向との関係において検証される必要があることを意味していると言えよう。

近代城郭史は、軍事学的考古学的研究からのみでは捉えることができない。城郭史研究も幅広い視点をもつことが必要であるし、士族授産研究、学校設立研究、公園設立研究も城郭との関係を取り上げるべきであろう。今後の近代城郭史研究は、広範な研究分野との相互協力による発展が望まれている。

#### 註

- (1) 日本城郭協会編 『築城史料』 日本城郭協会 一九七六年 〔復刻版〕。
- (2) 大類伸 『城郭之研究』 日本国學術普及会 一九一五年。
- (3) 大類伸、鳥羽正雄 『日本城郭史』 雄山閣 一九三六年。
- (4) 藤田清 『修史余談—全国城郭等の処分』 〔偕行社記事〕 昭和九年八月号  
偕行社 一九三四年。
- (5) 吉田常吉 『明治初年に於ける城郭の破毀について』 〔史蹟名勝天然紀念物〕 第一九集第六、七合併号 史蹟名勝天然紀念物保存協会 一九四四年。
- (6) 森山英一 『名城と維新』 城郭資料館出版会 一九七〇年。
- (7) 太田秀春 『旧仙台藩領角田県における士族授産と城郭払い下げとの関連について—城郭（要害）史研究の視点から—』 〔地方史研究〕 第二八一号  
地方史研究協議会 一九九九年。
- (8) 太田秀春 『明治維新期における城郭認識の変遷について—旧仙台藩の要害

に対する諸機関の政策比較を中心に――』『城郭史研究』第一〇号 日本

城郭史学会 二〇〇〇年。

(9) 拙稿

『明治期における宇和島城の城郭地処分と城郭保存運動』『研究紀

要』第五号

愛媛県歴史文化博物館 二〇〇〇年。

(10) 前掲(6)

五九、六四頁 『維新史料綱要』掲載の三十九藩は以下である。

(城郭破却願 四四藩)

膳所、郡上、高槻、宇和島、三春、熊本、岩槻、川越、延岡、山口、大多喜、名古屋、松江、和歌山、

川越藩は城郭破却願以前に城郭の台場形改修願も提出。

(城郭不修理願等 二五藩)

西尾、郡山、篠山、西大路、亀山、忍、宮津、小浜、笠間、高松、

鳥羽、壬生、小田原、飯田、岸和田、小諸、福知山、土浦、竜野、

上ノ山、飫肥、高田、米沢、佐倉、福井、

(11) 前掲(6) 六五、六九頁 膳所、熊本、山口、名古屋藩城郭破却願。

(12) 前掲(6) 六九、七〇頁 中津藩城郭破却願。

(13) 『愛媛県史』資料編纂末維新 一三七頁。

(14) 『愛媛県立図書館所蔵行政資料』『宇和島藩願伺届』(請求記号M01-14-4)。

(15) 『法令全書』明治四年八月二十日付兵部省第七三号。

(16) 前掲(3) 六九四頁 青森県城郭破却願。

(17) 『陸軍省日誌』明治五年第四号。掲載編年から明治五年三月十五日付と思われる。

(小倉・福岡・大分・三瀬・伊万里・長崎・美々津・熊本・八代・鹿児島・都城方面)

陸軍少佐大迫貞清、陸軍少尉石黒光正

(京・大坂・奈良・和歌山・岐阜・名古屋・犬上・兵庫・豊岡・滋賀・安濃  
津・渡会・堺方面)

陸軍大尉遠藤道、十四等出仕帆足義方

(宮城・福島・磐前・若松・水沢・岩手・青森・山形・置賜・酒田・秋田方面)

陸軍中尉岩崎之紀、陸軍小録古谷久茂

(新潟・柏崎・七尾・新川・石川・長野・筑摩・足羽・敦賀・相川・静岡)

山梨・浜松・額田方面)

陸軍中尉勝田忠恕、等外出仕清水清久

高知・松山・宇和島方面)

陸軍大尉葛岡信綱、陸軍中尉谷田義直、同兒玉良友、十五等出仕稲葉周徳

総員十二名であるが、前掲(4) 九八、九九頁及び前掲(6) 一二二一頁では、総員十三名と誤記されている。

(18) 『法令全書』明治五年三月十五日付陸軍省第三十号「巡検參謀將校職務大略」。

(19) 『法令全書』明治五年三月十八日付陸軍省第三十八号。

(20) 前掲(17)。明治五年二月九日に松山県は石鉄県と改称されているが、旧称

ており、規定はない。

(21) 『愛媛県立図書館所蔵行政資料』『明治五、六年石鉄県日記』(請求記号M02-5)。

(22) 『愛媛県立図書館所蔵行政資料』『明治五、六年神山県日記』(請求記号M02-6)。「稻葉某」と掲載されているが、十五等出仕稲葉周徳と思われる。

(23) 後掲(24)では「壬申四月」の掲載編年であるが、後掲(25)より明治五年四月二十二日付と思われる。

(24) 『愛媛県立図書館所蔵行政資料』『明治六年石鉄県布達達』第十八号(請求記号M02-1)。

(25) 『松山市史料集』第八卷近世編七 七〇〇、七〇一頁。

(26) 『愛媛県立図書館所蔵行政資料』『明治五、六年神山県布達達書』(請求記号M02-3)。

(27) 『愛媛県立図書館所蔵行政資料』『明治六年土地払下』(請求記号M06-8  
1-3)。

(28) 前掲(27)。

- (29) 〔法令全書〕明治六年一月十四日付太政官無号達。  
 (30) 西園寺源透 〔松山市要〕伊予史談会 一九二七年 五二一～五三頁。  
 (31) 前掲(27)。  
 (32) 前掲(27)。「六年四月八日」付の起案で、施行日は不明である。  
 (33) 前掲(27)。  
 (34) 前掲(27)より一覧作成。  
 (35) 前掲(27)より一覧作成。  
 (36) 前掲(27)。  
 (37) 前掲(27)。  
 (38) 〔法令全書〕明治六年十二月二十七日付太政官第四百一十五号布告及び同第  
 四百一十六号達「産業資本ノ為メ官林荒蕪地払下規則」。  
 (39) 前掲(5) 三三五頁。  
 (40) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「明治七年愛媛県布達」明治七年一月十八日  
 付乾第三号布達 (請求記号M03-1-2)。  
 (41) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「明治七年土地払下」 (請求記号M06-8  
 -6)。  
 (42) 前掲(41)。  
 (43) 前掲(40) 明治七年七月五日付乾第七十七号布達。  
 (44) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「明治八年土地払下」 (請求記号M06-8  
 -12)。  
 (45) 前掲(44)。「八年六月十三日」付の起案で、施行日は不明である。  
 (46) 前掲(44)。  
 (47) 前掲(44)。「明治八年十一月八日」付の起案で、施行日は不明である。  
 (48) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「〔土地払下〕(還禄士族払下地取調帳)」  
 (請求記号M06-8-69)。  
 (49) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「〔土地払下〕(明治九年土地払下)」 (請  
 求記号M06-8-15)。  
 (50) 前掲(13) 三三五～三三八頁。  
 (51) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「明治七年愛媛県布達達書」 (請求記号M  
 03-2-5)。  
 (52) 前掲(48)。  
 (53) 前掲(48)より一覧作成。  
 (54) 前掲(49)。(向井正意)は筆者加筆。  
 (55) 大洲市立図書館所蔵大月家文庫 「大洲史料 大洲藩御家中姓名記 大洲藩  
 士族分限記卒名簿」 (請求記号K092-21)。  
 (56) 愛媛県立図書館所蔵伊予八藩土地関係史料 「明治九年市街地押帳(大洲町)  
 (請求記号1866)」。  
 (57) 松山大学所蔵西園寺文庫 西園寺源透 「大洲要録(二二)」伊予史談会  
 一九四〇年 一四大洲城の沿革。  
 (58) 大坂朝日新聞通信部編 「名城ものがたり」 朝日新聞社 一九三七年 三  
 七九頁。  
 (59) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「明治八年土地払下」 (請求記号M06-8  
 -12)。  
 (60) 前掲(59)。「八年五月二十五日」付の起案で、「廿八日付ヲ以相達」である。な  
 お、「入札ヶ処取調帳」を「別冊」と略しているが、「入札ヶ処取調帳」の  
 表記は、後掲(71)に掲出している。  
 (61) 前掲(59)。  
 (62) 前掲(59)。「八年六月廿九日」付の起案で、「廿七日付」の施行である。  
 (63) 前掲(59)。「八年七月十三日」付の起案で、施行日は不明である。しかし、  
 開札日を七月十七、二十二日としていることから、七月十三～十七日の間  
 に施行されたものと思われる。  
 (64) 前掲(44)。「八年八月五日」付の起案で、施行日は不明である。  
 (65) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「官吏履歴(旧西条藩)」 (請求記号M01-  
 20)。  
 (66) 愛媛県立図書館所蔵行政資料 「卒調帳(旧西条藩)」 (請求記号M05-7  
 -2)。  
 (67) 教育史編集室編 「愛媛県教育史」第一卷 愛媛県教育委員会 一九七一年  
 三六九～三八五頁。啓己小学校の位置を「旧県庁」、秋成小学校の位置を

「旧官邸」、令教小学校の位置を「旧陣屋」、吉田小学校の位置を「学舎」と表記している。

啓己小学校の「旧県庁」は、「今治地誌集」資料編近・現代三（第八卷）今治郷土史編纂委員会編 一九八七年 三〇八頁 「今治城跡並市街之図」によると、今治城外郭に位置している。秋成小学校の「旧官邸」は、「増補改訂 大洲市誌（市制四十周年記念版）」三六〇頁によると、大洲城三の丸に位置している。この「旧官邸」は、大洲県庁（後に宇和島県支庁、神山県支庁）を指すものと思われる。令教小学校の「旧陣屋」が、新谷陣屋を指していることは明らかであろう。吉田小学校の「学舎」は、「吉田町誌」下巻 二七、四七四頁によると、吉田県庁となつた吉田陣屋の戸平門長屋に位置している。よつて、ここでは後掲（71）（72）の表記に統一した。

（68）【法令全書】明治七年九月三十日付太政官第百三十一号達。

（69）国立国会図書館所蔵 「愛媛県布達全要」明治六～十三年 （請求記号YD M 3 1 19 0）。

（70）前掲（59）。

（71）前掲（59）。

（72）前掲（59）。

（73）愛媛県立図書館所蔵伊予八幡土地関係史料 「明治九年反別畠順帳（新谷町・恋木村）」（請求記号1 8 9 3）。

松山地方法務局大洲支局所蔵「喜多郡新谷町甲全図（大洲市新谷町甲全図）」より、「百九拾番」と「百九拾壹番」が旧県庁跡（新谷陣屋内）であることを見認できる。また、同図には両番地ともに後年の加筆と思われる鉛筆書きによる「学校」の記載がある。なお、同図には「第拾六大区廿小区」の記載もある。香川県との合併により大区制が改正され、新谷町が第十六大区になつたのは、明治九年九月十四日の布達以後である。第二節でふれた「喜多郡大洲町市街図」と同時期の作成と思われる。

（74）【愛媛県史】資料編近代一 五三五頁。

（75）前掲（74） 五三五頁。

（77）【法令全書】明治六年一月十五日付太政官第十六号布告。  
（78）太政官制公園の研究として、若干のものをあげておく。

高橋理喜男 「太政官公園の成立とその実態」 「造園雑誌」第三八卷第四号 日本造園学会 一九八二年。

柳五郎 「太政官制公園の研究」 「造園雑誌」第四五卷第四号 日本造園学会 一九七五年。

北区飛鳥山博物館編 「花・遊・園：名所から公園へ」 東京都北区教育委員会 一〇〇〇年。

（79）「角川日本地名大辞典」編纂委員会、竹内理三編 「角川日本地名大辞典」 39高知県 角川書店 四三二頁 「高知公園」の項に「明治六年太政官布告により指定されたわが国最初の都市公園の一ツ」とある。

（80）高須賀康生 「愛媛文化双書43『愛媛の政治家』」 愛媛文化双書刊行会 一九八八年 一四〇一五頁。

（81）前掲（74） 二五二頁。

（82）前掲（74） 二五三頁。

（83）前掲（82）。

（84）前掲（82）。

（85）前掲（74） 一二五三～一二五四頁。

（86）「松山市史料集」第一三卷松山市年表 九〇頁。

（87）前掲（74） 一二五四頁。

（88）前掲（82）。

（89）「愛媛県史」人物 一二二五頁。

（90）前掲（87）。

（91）前掲（87）。

（92）前掲（87）。

（93）前掲（86） 九四頁。

（94）前掲（9） 一二九頁。

（95）愛媛県歴史文化博物館所蔵 「海南新聞」（マイクロフィルム）明治十七年 十月三十一日付。

- (96) 前掲(86)。
- (97) 『松山市史料集』第一卷近・現代三六〇二頁。
- (98) 前掲(88) 六〇四頁によると、大正五年に、借用期間が十五年間更新されている。明治四十三年の借用時における借用期間は三年間となつていていたため、大正五年以前にも借用期間が更新されたものと思われる。
- (99) 前掲(30) 六五頁。
- (100) 大洲市、大洲市教育委員会編 『県指定史跡「大洲城跡」保存整備計画』一九九八年 三〇頁。
- (101) 前掲(57)。
- (102) 愛媛県歴史文化博物館所蔵 『海南新聞』(マイクロフィルム) 明治二十年九月三十日付。
- (103) 愛媛県歴史文化博物館所蔵 『海南新聞』(マイクロフィルム) 明治二十一一年四月二十一日付。
- (104) 前掲(58)。
- (105) 愛媛県立大洲高等学校所蔵 『足達家文書』(整理番号A2-92)。
- (106) 愛媛県立大洲高等学校所蔵 『足達家文書』(整理番号A2-92)。
- (107) 「愛媛県史」社会経済六社会 九二一九六頁。
- (108) 愛媛県立大洲高等学校所蔵 『足達家文書』(整理番号A2-33)。
- (109) 『今治拾遺』資料編近世一(第三巻) 今治郷土史編纂委員会編 一九八七年 四九九頁によると、「二同年(明治五年)二月廿七日、今治御城内本丸跡へ社地設、(中略)同所左側へ神殿設、藏敷村松之本天満宮ヲ引取、久松公御靈神御相殿遷座シ奉り、御祭典毎年二月廿五日、九月廿五日両度也、二之丸ハ其後市街中ニ而地所引受、代金上納共有、魚蕃場ニ相成事、」(「明治五年」は筆者加筆)とあり、吹揚神社には、藤堂高虎と松平定房が祀られている。
- 前掲(49)によると、「越智郡藏敷村旧城郭内堀 一屋敷反別式畠四歩 松原友忠(中略)字旧城地 一反別四反歩 菅研吉」とある。菅研吉は、「今治拾遺」九六二一九六三頁 士族家譜中「菅周庵大譲家譜」に名前がある。

(96) 前掲(86)。

(97) 『松山市史料集』第一卷近・現代三六〇二頁。

松原友忠も士族と思われる。两者とも士族授産政策の一環として払い下げを受けたのである。

(98) 前掲(88) 六〇四頁によると、内堀を境に、本丸から三つの丸を「字城地」、外郭を「旧郭内」としている。「今治拾遺」の「二之丸」と前掲(49)の「字旧城地」は、同一場所の可能性がある。「今治拾遺」の「共有」と合わせ考えると、菅研吉と松原友忠は、士族の代表者とも考えられる。

(110) 今治城は、明治二年十月に城内の樹木とともに入札処分される。その後、本丸は、吹揚神社となり、二の丸と内堀は、士族授産政策の一環として士族達に払い下げられたものと思われる。

拙稿「明治期における城郭の変遷と各層の動向」『岡山地方史研究』第八十五、八十六号 岡山地方史研究会 一九九八年。

(110) 今治城は、明治二年十月に城内の樹木とともに入札処分される。その後、本丸は、吹揚神社となり、二の丸と内堀は、士族授産政策の一環として士族達に払い下げられたものと思われる。

拙稿「明治期における城郭の変遷と各層の動向」『岡山地方史研究』第八十五、八十六号 岡山地方史研究会 一九九八年。